

16 市民医療センター

市民医療センター

市民医療センターは、公的医療機関として地域医療の確保と保健医療の向上及び健康維持・増進を図るため、国立所沢病院の移転統合に伴う跡地に開設され、昭和51年9月から運営を開始した。

内科では、入院・外来診療の外、所沢地区第二次救急医療病院群輪番制による第二次救急診療を毎週水曜日に行っている。また、平成30年11月から入院病床の一部に地域包括ケア病床を導入し、紹介入院患者の受入れなど、地域の医療機関と連携して在宅医療の後方支援を担っている。

小児科では、平日昼間の外来診療に加えて、小児夜間急患診療、小児深夜帯急患診療及び小児科日曜日・休日急患診療を行うなど、小児初期救急医療体制の維持と安定的な運営に努めている。

健診事業では、日本総合健診医学会認定の優良総合健診施設として、人間ドックの検査項目やオプション検査の充実を図り、また、医療機関に併設されているという特徴を生かし、治療が必要な受診者に対して積極的に受診勧奨を行っている。

(1) 概要

名称	所沢市市民医療センター
所在地	上安松1224番地の1 電話(2992)1151
敷地面積	22,575㎡
構造	鉄筋コンクリート造、地下1階・地上3階建2棟、地上2階建2棟
建築面積	2,096.43㎡ 延べ床面積6,246.045㎡
診療科目	内科、循環器内科、内視鏡内科、糖尿病・代謝内科、小児科、放射線科／総合健康診断（人間ドック）等
病床数	49床
開設	昭和51年9月1日（診療開始）
職員数	77人（医療職62人、行政職15人）*R6.4.1現在
付属施設	職員（医師・看護師・技師）宿舎

(2) 令和5年度の利用状況

区分 月	入院 診療 (人)	外来診療(人)							健康 診断 (人)	健康健診(人)				
		内科(人)		小児科(人)				内科 小児科 計		人間 ドック 健診	生活 習慣病 健診	指定 健診	特定 健診 (国保等)	計
		内科	二次 救急	小児科	小児 夜間	小児 深夜帯	休日 急患							
4月	967	1,461	2	1,363	148	85	226	3,285	35	277	24	989	0	1,290
5月	932	1,534	7	2,032	296	115	421	4,405	42	369	72	966	0	1,407
6月	1041	1,615	3	2,884	379	147	273	5,301	33	662	86	1,414	117	2,279
7月	1023	1,554	5	2,515	330	151	345	4,900	35	903	55	1,907	77	2,942
8月	1040	1,437	12	2,116	186	85	213	4,049	30	852	73	1,885	49	2,859
9月	1024	1,534	7	2,230	232	107	448	4,558	32	852	54	2,024	82	3,012
10月	1015	1,743	2	2,812	265	99	702	5,623	34	1,056	78	2,255	117	3,506
11月	997	1,590	5	2,483	238	115	545	4,976	40	1,046	67	2,210	139	3,462
12月	1024	1,759	5	2,670	216	101	625	5,376	40	951	67	1,906	91	3,015
1月	1050	1,682	36	1,886	185	106	553	4,448	66	745	72	1,616	117	2,550
2月	871	1,601	6	2,346	188	103	579	4,823	60	828	83	1,931	184	3,026
3月	957	1,635	15	2,111	188	97	398	4,444	80	635	116	1,534	0	2,285
年計	11,941	19,145	105	27,448	2,851	1,311	5,328	56,188	527	9,176	847	20,637	973	31,633
診療等 日数(日)	366	243	52	243	366	263	73	—	243	242	242	242	147	—
1日平均 利用者数	32.6	78.8	2.0	113.0	7.8	5.0	73.0	—	2.1	37.9	3.5	85.2	6.6	—

(3) 使用料および手数料

消費税相当額の表示については総額表示方式です。

1. 診療料

1点の単価を11円として診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「社会保険診療報酬算定方法」という。）に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）および入院時食事療養費に係る食事療養および入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）に定める額とする。

2. 健康検診料

人間ドック日帰りコース	生活習慣病コース	指 定 検 診
39,600円	24,200円	1点の単価を11円とし、社会保険診療報酬算定方法に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

3. 受託検体検査料

1点の単価を11円とし、社会保険診療報酬算定方法に定める点数を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

4. 手数料

一般診断書料	生命保険診断書料 年金関係診断書料 特別診断書料	健康診断書料	死亡診断書料
1,650円	3,300円	1,650円	2,200円
死体検案書料※	一般証明書料	生命保険証明書料 特別証明書料	生命保険等に係る 医師面談料
5,500円	1,100円	3,300円	30分につき 5,500円

※ 死体検案料を含む。

5. 特別療養環境室料

1日につき本市住民基本台帳に記録されている者で6,600円、それ以外の者は11,000円とする。